

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

4
April
2012
Vol.172



学生企画による文学散歩とヒロガク福祉創造フォーラム、看護実習、大学礼拝堂、弘前学院外人宣教師館【重要文化財】
写真提供：学校法人 弘前学院（青森県弘前市）

CONTENTS

- 平成23年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点 2
- 電子証明書等の取り扱い..... 4
- 平成24年度 私立大学等経常費補助金の予算（案）..... 5
- 平成24年度 学校法人基礎調査のご案内..... 6
- 平成24年度 私学経営情報センターが行うサービスのご案内..... 7
- 事業団融資の利用のご案内..... 8
- 「限度額適用認定証」の外来診療への適用..... 9
- 新規加入者向け説明会／
後期高齢者医療制度に該当する加入者も給与・賞与の報告が必要です.....10
- 平成24年度 私学事業団海外研修旅行 加入者コースの募集／
掛金・児童手当拠出金にかかる納期限延長の取り扱いの変更.....11
- 私学共済事業のあらまし.....12
- I N F O R M A T I O N14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内.....16

平成二十三年度 私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点

平成二十三年度私立大学等経常費補助金は、当初予算額、第一次補正予算額及び第三次補正予算額の合計額と同額の三、三九三億八、一一二万円を八九校に対して交付しました。

このうち、一般補助は二、八一億六、九〇〇万円、特別補助は五八二億一、二二二万円（補正予算分を含む）となっております（表1、2参照）。

特に、東日本大震災に係る支援のうち、被災学生に対する授業料減免事業等の配分は、補助率を通常の二分の一から三分の二に引き上げました。

前年度からの配分方法の主な変更点とその趣旨は、二十三年七月号でお知らせしましたので、今月号では、前回の掲載以降に決定した内容を中心にお知らせします。

一般補助

1 震災の影響による学生数の増減に関する取扱い

震災の影響による学生数の変動が不利にならないようにするため、東日本大震災による学生数の増減に関し、補助金上の取り扱いを弾力化しました。

従来の基準日の五月一日現在に加え、七月一日を基準日として、両時点で、震災の影響による学生数の増減があった場合は、「学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合による増減率（以下「増減率」という）」について、不利とならない方の率を適用することとしました。

また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に定める「特定被災区域」に所在する定員割れ学部等については、収容定員充足率が五〇%以下であっても補助対象とするともに、増減率を前年度の率を下限として適用することとしました。

2 就職困難な学生に関する取扱い

雇用情勢の悪化から、卒業要件を満たしているが就職できなかった学生で、卒業延期が認められた者（就職困難者）が在籍する場合、当該学部等の増減率の算定にあたっては、在籍学生数が収容定員を上回ることで不利とならないよう、就職困難者を在籍学生数から収容定員に達するまで控除することとしました。

特別補助

1 成長分野で雇用につく人材の育成

成長分野で雇用に結びつく人材育成を行っている学部等について、学生一人当たり二千元を乗じた額を増額します。また、医学部の入学定員を増員し

表1 23年度 私立大学等経常費補助金交付状況

区分	学校法人数			学校数			補助金額		
	総数(A)	交付法人		総数(C)	交付校		千円	千円	
		法人数(B)	(B)/(A)		学校数(D)	(D)/(C)			
一般補助	大学	法人 548	法人 517	94.3%	校 600	校 560	93.3%	—	258,318,028
	短期大学	121	112	92.6	363	326	89.8	—	22,312,464
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	—	538,508
	計	670	630	94.0	966	889	92.0	281,169,000	281,169,000
特別補助	大学	548	514	93.8	600	555	92.5	—	53,209,026
	短期大学	121	107	88.4	363	314	86.5	—	4,975,054
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	—	28,040
	計	670	622	92.8	966	872	90.3	58,212,120	58,212,120
合計	大学	548	517	94.3	600	560	93.3	—	311,527,054
	短期大学	121	112	92.6	363	326	89.8	—	27,287,518
	高等専門学校	1	1	100.0	3	3	100.0	—	566,548
	計	670	630	94.0	966	889	92.0	339,381,120	339,381,120

表2 23年度 私立大学等経常費補助金特別補助交付状況

項目名	実績	
	対象	交付額
1 成長分野で雇用につく人材の育成	校 718	千円 2,685,321
2 社会人の組織的な受入れへの支援	486	5,030,781
3 大学等の国際交流の基盤整備への支援	664	5,056,632
4 大学院等の機能の高度化への支援	662	20,188,494
5 未来経営戦略推進経費	124	1,590,700
6 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実	707	5,169,625
7 東日本大震災に係る支援※	440	18,490,567
特別補助計	872	58,212,120

※ 補正予算に係る措置
注 対象校数の合計欄は、実交付学校数

た大学については、増員数に応じて、四〇〇万円から九〇〇万円の範囲で増額しました。

さらに、東日本大震災の被災地復興に資するための支援活動（専門家やボランティアの派遣など）を実施している大学等（被災した大学等を除く）については、取組みの実施状況に応じて増額することとしました。

2 社会人の組織的な受入れへの支援

社会人の受入れを促進する取組みを実施し、社会人学生（当該年度の四月一日現在で満二十五歳以上）等が一〇人以上（短大・高専は五人以上）在籍する大学等を対象とすることとしました。

① 正規学生としての受入れ
② 多様な形態による受入れに対する支援

算定方法は、受入れ学生数等に一万円から二〇万円を乗じて得た額の合計額を増額

③ 社会人の受入れ環境整備への支援
取組みの実施件数×三〇万円を増額

3 大学等の国際交流の基盤整備への支援

① 海外からの学生の受入れ
受入れ学生数×三万円を増額

② 海外からの教員の招へい
招へい教員数×三〇万円を増額

③ 学生の海外派遣
派遣学生数×三万円を増額

④ 教員の海外派遣
派遣教員数×八〇万円を増額

⑤ 大学等のグローバル化に向けた取組み
取組み数×三〇万円を増額

⑥ 留学生に対する授業料減免
授業料減免等の対象者数に五万円から一五万円を乗じた額に授業料減免率を乗じて得た額を増額

4 大学院等の機能の高度化への支援

① 大学院における研究の充実
教員一人当たり一〇万円を乗じた額に女性研究者支援の取組み状況及び女性研究者の在籍状況をもとに算出した調整率を乗じて得た額を増額

② 研究施設運営支援及び③大型設備等

運営支援

所要経費に基づき、②は三〇万円から四、〇〇〇万円、③は三〇万円から二、〇〇〇万円を増額

④ 学内施設・設備の共同利用
施設・設備当たり五〇万円を乗じて得た額を増額

⑤ 戦略的研究基盤形成支援
所要経費に基づき、五〇万円から一億円を増額

⑥ 産学連携の推進
専任教員等一人当たり×一〇万円×取組みの実施件数を増額

⑦ 大学間連携等による共同研究
所要経費に基づき三〇万円から二、〇〇〇万円を増額

⑧ 専門職大学院等支援
学生一人当たり七万円、教員一人当たり三〇万円を乗じた額に社会人学生数の割合等をもとに算出した調整率を乗じて得た額を増額

⑨ 法科大学院支援
学生一人当たり一二万二千元、教員一人当たり二五〇万九千元を乗じた額に当該研究科の教育研究活動状況をもとに算出した調整率を乗じて得た額を増額

⑩ 短期大学・高等専門学校における教育研究の充実
教育組織の高度化（専攻科）支援
学生数に基づき、五〇万円から一五〇万円を算出

・研究支援

専任教員一人当たり三万円を乗じた額を算出
教育組織の高度化（専攻科）支援と研究支援の合計額を増額

⑤ 未来経営戦略推進経費
採択された年度における収容定員に基づき、一、〇〇〇万円から二、〇〇〇万円を増額

② 未来経営戦略推進経費（経営改善計画に向けた取組み）
一校当たり一〇〇万円と、取組みの実施件数に一〇万円を乗じた額の合計額を増額

③ 経営基盤強化に貢献する先進的な取組み
採択された大学等一校当たり一、〇〇〇万円を増額

6 授業料減免及び学生の経済的支援体制の充実

① 授業料減免事業等支援経費
所要経費の二分の一以内の額を増額

② 学生の経済的支援体制等の充実
取組み数に一〇万円を乗じた額を増額

7 東日本大震災に係る支援

① 教育研究活動復旧費
被災した大学等に対し、当該大学等の二十二年度の教育研究経費支出に、当該大学等及び所在地域の被災状況を

勘案した一定率（被災率）を乗じ、さらに教育研究経費の支出規模から一定の係数を乗じて得た額を増額します。

また、被災地の復興に資するため、災害復旧に係る支援活動（専門家やボランティアの派遣など）を実施している大学等（被災した大学等に限る）について、取組みの実施状況に応じて増額します。

② 学費減免に対する経常費助成
東日本大震災により被災し経済的に修学困難となった学生に対する「入学生・授業料等の減免その他の給付事業」又は「金融機関の教育ローンに係る利子負担事業」にかかる所要経費の三分の二以内の額を増額します。

③ 被災私立大学等復興特別補助
中長期的な見通しの下で、安定的・継続的な教育研究環境の保障を図る取組みのため、経費を支出する被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の大学等を支援します。

具体的な取組みは次のとおりです。
ア 安心・安全な教育研究環境の整備に向けた取組み
イ 学生が安心して学べる環境の整備に向けた取組み
ウ 教育活動の継続に向けた取組み

なお、算定方法は取組みにかかる所要経費の全額と二十四年度の入学志願者に対して入試にかかる配慮を行って

いれば、三五〇万円を増額します。

以上が主な変更点です。詳細は、私

学事業団ホームページの「私立大学等経常費補助金配分基準」をご覧ください。

**二十三年度
未来経営戦略推進経費の採択状況**

私立大学等経常費補助金特別補助のうち、「未来経営戦略推進経費」は、定員規模の適正化などにより経営改善計画に取り組み大学等や、先進的なガバナンス改革等の取り組みを行った大学等の支援を趣旨とします。
内訳は、次の三項目です。

① 未来経営戦略推進経費

大学等の向こう五年間にわたる経営改善計画について、特別補助審査委員会において審査を行い、採択されるものです。採択された大学等には、採択年度の収容定員規模に応じ、一、〇〇〇万円から二、〇〇〇万円の範囲で最大五年間（三年経過後に中間評価を実施）交付します。二十三年度は二一校から申請があり、九校が新たに採択されました。これで、十九年度の定員割れ改善特別支援経費から始まり、二十三年度までの五年間に一〇九校が対象となりました。

② 未来経営戦略推進経費（経営改善計画に向けた取り組み）

二十三年度の収容定員が一、〇〇〇名以下の大学等を対象とし、外部の専

門家の協力を得て、年度内に経営改善計画を策定することを要件とします。二十三年度では、五校が対象となりました。

③ 経営基盤強化に貢献する先進的な取り組み

二十三年度からの新規項目です。他大学においてモデルとなる先進的なガバナンス改革等を行い、経営基盤強化が期待できる取り組みを実施し、学生募集や財務の状況等が堅調に推移している大学等が対象となります。この項目も未来経営戦略推進経費と同様に特別補助審査委員会において審査を行い、採択されるものです。採択された大学等には、一校当たり一、〇〇〇万円を交付します。二十三年度は三二校から申請があり、二二校が採択されました。採択された取り組み事例は本事業団ホームページで公表する予定です。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

一般補助

☎〇三(三三三)〇七三〇〇〜七三〇二七三〇六〜七三〇八

特別補助

☎〇三(三三三)〇七三〇三〜七三〇五七三〇九〜七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

電子証明書等の取り扱い

① セキュリティの確保

私学事業団では、認証システム及び暗号化システムを導入し、現段階における最大のセキュリティ対策を講じています。不正アクセスや「なりすまし」によって、情報の流出や改ざんが起らないよう、また、通信中のデータを見られても内容がわからないように、充分配慮したシステムになっています。

電子証明書等の取り扱い

「基礎調査票e-マネージャ」等のシステムにアクセスするには、電子証明書とパスワード（以下「電子証明書等」といいます）が必要です。電子証明書等を利用したシステムは、学校法人が自法人のデータ領域に確実にアクセスでき、また、第三者からは決してアクセスできないように構築されています。

電子証明書等に関しては、次のことにご注意ください。

① 電子証明書は、学校法人基礎調査等の業務を担当されている責任者、あるいは責任者の許可した担当者（責任者が把握をしていない端末にインポートすると、情報の流出や改ざんにつながる可能性があります）。

② セキュリティを維持するために、電子証明書等については、適切な保管及び管理をお願いします。

平成二十四年度電子証明書等発送

電子証明書は、学校法人基礎調査の書類に同封し、学校法人へ送付します。また、パスワードにつきましては、電子証明書とは別送します。今回、左記の四種類の電子証明書を送付します。

- 親認証
- 私学データ作成システム用 [子認証]
- 学校法人ポータルサイト閲覧用 [子認証]
- 寄付金システム用 [子認証]

「学校法人ポータルサイト」では、「私学データ作成システム」や「基礎調査票e-マネージャ」等、学校法人が利用可能な情報システムの入口の他に、連絡掲示板機能やマニュアル等も掲載しております。ぜひご利用ください。

なお「基礎調査票e-マネージャ」用の子認証は送付いたしません。取得する場合は、親認証をインポートしたパソコンから「基礎調査票e-マネージャ」にログイン後、画面上の操作によって子認証を発行してください。

平成24年度 私立大学等経常費補助金の予算(案)

平成二十四年度私立大学等経常費補助金の予算(案)は、三、二六三億二、五六九万円を計上しています。

私立大学等の質の高い教育研究活動及びマネジメント改革への支援の観点から、成長を支える人材育成の取組や大学等の国際交流の基盤整備、被災地の大学の安定的教育環境の整備、授業料減免等の充実など、基盤的経費の拡充を図ります。

一般補助は、前年度予算において大学の機動的な対応を推進しつつ、責任ある運営を促進するため、大学等経常費補助に占める一般補助の割合を約八八%とした方向性を堅持し、教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について引き続き支援します。

特別補助は、我が国の成長を支える人材育成の取組や大学等の国際交流の基盤整備への重点的支援、授業料減免等の充実、被災地の大学の安定的教育環境の整備を図ります。

私立大学の大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援の充実を図るとともに、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策・体制を講じる大学等に対する支援を引き続き行います。また、東日本大震災により被災し、経済的に修学が困難となった学生を対象とした授業料減免等を行う大学等を支援します。

(文部科学省高等教育局)

私学部私学助成課

平成24年度私立大学等経常費補助金予算(案)内訳

(単位：百万円)

区 分	24年度 予算額 (案)	23年度 予算額	差 引 増減額
一般補助	279,325	281,169	▲ 1,844
特別補助	47,001	39,753	7,248
合 計	326,326	320,922	5,404

概要

私立大学等の質の高い教育研究活動及びマネジメント改革への支援の観点から、成長を支える人材育成の取組や大学等の国際交流の基盤整備、被災地の大学の安定的教育環境の整備、授業料減免等の充実など、基盤的経費の拡充を図る。

【一般補助】

教職員給与費など大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について引き続き支援する。

【特別補助】

我が国の成長を支える人材育成の取組や大学等の国際交流の基盤整備への重点的支援、授業料減免等の充実、被災地の大学の安定的教育環境の整備を図る。

- ・ 成長分野の推進と成長力強化に貢献する人材育成
(学生の就職支援等、被災地復興に向けて私立大学等が協力して行う取組への支援を含む)
- ・ 大学等の国際交流の基盤整備への支援
- ・ 授業料減免等の充実や学生の経済的支援体制への支援
- ・ 被災私立大学等復興特別補助 等

平成二十四年度

学校法人基礎調査のご案内

「平成二十四年度学校法人基礎調査」を大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校を設置する学校法人を対象として実施します。本調査の依頼と関連の資料等を四月初旬～中旬に各学校法人理事長あてに送付します。

本調査により得られた情報は、ワンス・マルチユース環境において、私学事業団が行う経営相談、融資、補助金交付等の各種業務資料、また、私学団体による分析等の資料、文部科学省による私学振興方策等の企画、立案及び予算要求のための資料として活用させていただきます。

調査方法は、インターネットを利用した「基礎調査票e-マネージャ」(以下「e-マネージャ」)により実施します。

調査に関連するお知らせ等を「学校法人ポータルサイト」(私学事業団ホームページ助成業務画面右上よりログイン)に随時掲載する予定ですので、ご覧ください。

大学・短期大学・
高等専門学校法人の皆様へ

大学、短期大学、高等専門学校法人

におかれましては、すでに納付金調査にご協力いただき、ありがとうございます。引き続き学校法人基礎調査へのご協力をお願いします。

「操作マニュアル・入力要領(冊子)」は、「e-マネージャ連絡用掲示板」あるいは「電子窓口」からダウンロードできますので、ご利用ください。

高等学校・中等教育学校・
中学校・小学校法人の皆様へ

調査は「e-マネージャ」により実施しますので、昨年度まで「e-マネージャ」を利用できなかった法人は、今年度からご利用くださるようお願いいたします。

ただし、システム環境等により利用できない場合は、私学情報室に相談してください。

「e-マネージャ」とは

「e-マネージャ」は、インターネットを利用して調査を実施するシステムです。学校法人における操作は電子認証により「e-マネージャ」にアクセスし、各調査項目にデータを入力し、送信する方法によります。

「e-マネージャ」を利用したインターネットでの調査は、本事業団の私学データバンクの構築において普及を推進しており、すでに90%の学校法人で利用されています。

❖「e-マネージャ」のメリット

- ① 認証システム、暗号化システムを導入しているため、情報のセキュリティを保つことが可能です。
- ② 同時に複数の部署で作業することが可能です。
- ③ 「e-マネージャ」を利用する際にインストールした認証により、「私学データ作成システム」及び「今日の私学財閥閲覧システム」も利用できます。
- ④ インターネットによる提出のため、提出期限間際まで作業することが可能です。

❖その他

学校法人基礎調査の提出方法には、「e-マネージャ」の他に従前の提出方法である、「電子媒体化システム(C-D-R-O-Mによる提出)」がありますが、このシステムは、Windows Vista 及び Windows 7 には対応しておりません。また、Microsoft Access 2007 及び 2010 がインストールされているパソコンでは使用できません。このような制限がありますので、「e-マネージャ」をご利用いただくようお願いいたします。

なお、昨年度「e-マネージャ」でご提出いただいた学校法人には、電子媒体化システム用の「操作マニュアル」及び「入力要領」は郵送いたしません。ご了承ください。

決算書の提出をお願いします

基礎調査票の提出の際に、二十三年度決算書(写)一部を私学情報室あてに併せて提出くださるようお願いいたします。

提供いただいた決算書は、基礎調査票の財務関連数値の確認に利用させていただきます。統計分析資料作成における貴重な資料となっております。

なお、基礎調査同様、調査目的以外に使用することはありません。

送付先

〒102-8145

東京都千代田区富士見一十一十二

日本私立学校振興・共済事業団

私学情報室

問い合わせ先(私学振興事業本部)

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(3333)7840・7841

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

平成24年度 私学経営情報センターが行う サービスのご案内

「私学経営情報センター」では、学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供業務を行っております。同センターで提供している主なサービス内容と連絡先は以下のとおりです。経営相談、財務分析、会計処理、講演のご依頼など幅広いサービスを行っておりますので、ご用向きの際はぜひご利用ください。

学校法人の要望例

- 会計処理のご質問
会計処理の仕方を教えてほしい
- 基礎調査等のご質問
基礎調査票e-マネージャの入力・操作等について教えてほしい
- 規程集等の閲覧
他の学校の規程集等の事例を参考にしたい
- 財務分析とその解説
・学校の財務分析をしてほしい
・教職員の危機意識を喚起したい
- 成功事例等の紹介
「学生募集対策」「人事考課」等について他校で実施している具体的な事例を紹介してほしい
- 研修会実施の支援
学園の役員、教員、職員を対象にした研修会の実施に協力してほしい
- 経営上の問題への解決策の提案
「学生募集」「人件費削減」等の経営上の問題について、学園の現状にあった提案をしてほしい
- 経営改善計画の作成支援
学校法人活性化・再生研究会最終報告で提案されている、目標と期限を明確にした経営改善方策を作成し、経営改善に努めたいが、その作成を支援してほしい

「学校法人活性化・再生研究会最終報告」
http://www.shigaku.go.jp/s_center_saisei.pdf
16～18ページ、31ページ参照

「経営改善計画立案・実施のための参考資料」
http://www.shigaku.go.jp/s_kaizenkeikaku.htm

私学経営情報センターで提供可能なサービス

(電話・メール等によるご質問への回答)

- 会計処理等のご質問 ☎03(3230)7846
- 基礎調査票e-マネージャについてのご質問 ☎03(3230)7840



(私学情報資料室) 九段事務所1F ☎03(3230)7848
各学校法人の規程集等が閲覧できます

(データ提供) ☎03(3230)7848

- インターネットを利用して学園が直接、以下のデータや分析資料等を出力・閲覧できるシステムを提供しています
- 「私学データ作成システム」による提供
 - ◇財務比率分析表 ◇財務シミュレーション ◇活性化分析 等
 - 「教育・経営先進事例集」による提供
 - ◇私立大学・短期大学・高等学校等の先進事例等

(依頼に基づく資料提供) ☎03(3230)7848

「私学データ作成システム」で作成できない特別な加工が必要な分析データについては、私学事業団へ「情報提供依頼書」を提出していただいた上で、作成・提供いたします

(講師派遣) ☎03(3230)7854

- センターの職員を講師として派遣いたします
(依頼内容又は業務の繁忙期等により、対応できない場合があります)
- 講師派遣については交通費と講演料が必要です
講演料の目安(1日)
2時間以内: 3万円
2時間超: 5万円



(簡易相談) 原則資料提供のみ ☎03(3230)7844

必要に応じて、本事業団九段事務所において資料の提供と説明を行います

(経営相談) ☎03(3230)7828・7831

- 学園を訪問し、経営改革のキーマンとなる役員・教職員の方々にヒアリングしながら、解決策を探ります
- 学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをいたします
- 必要に応じて本事業団が委嘱した専門家(公認会計士、弁護士等)と共同で実施します
- 経営困難な状態にある法人から優先的に実施します
- 1回だけの実施ではなく、改革の進捗状況を継続的にモニタリングし、適時適切な助言等を行います

事業団融資の利用のご案内

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業に対して、長期（償還期間最大二十年）・固定金利（契約時の金利で完済まで固定）の融資を行っています。

融資の対象となる事業、融資金利等は一六頁の一覧表をご覧ください。

今月号では、融資のご相談から融資実行までの事務の流れと手続きについてご案内します。

I 融資事務の流れ

融資のご相談からご契約・資金の振り込みまで、次のような流れです。

1 新規融資のご案内とご相談

本年は、二月から三月にかけて、二十四年度の本事業団資金の借入希望について照会しています。資金の借入れを希望する旨、回答をいただいた法人には、事業の概要、資金計画等を記入していただく「融資相談票」を送付します。その後、六月上旬頃から「融資相談会」を実施します。開催のご案内は五月中旬頃に送付する予定です。

この相談会は個別相談の形をとり、学校法人から「融資相談票」の記載内

容についてお聞きし、併せて本事業団から融資の要件等を説明する場として設けるものです。事業内容等が融資要件に適合する場合は、借り入れに必要な書類をお渡しして、今後の手続きについてご案内します。

この流れは年度当初から融資を希望された場合のもですが、融資にかかるとご相談は随時承っております。

本事業団では、時期にかかわらず融資を申し込まれる前に、相談の機会を設け、事業の内容と資金計画、返済計画などをお聞きします。

2 融資申込書類のご提出

融資を申し込むことが決まりましたら、本事業団所定の「資金借入申込書」に、資金計画（資金繰り表）、返済計画、担保物件、保証人等に関する書類を添付して、本事業団に提出していただきます。ただし、東京都以外の道府県の高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校等については、道府県の主管課に提出となります。

建築請負契約書、土地売買契約書等の事業内容を確認するために必要な書類は、同時又は整次次第、本事業団へ直接提出していただきます。

3 融資審査と融資決定

本事業団が融資申込書類を受理しましたら、各法人の資金必要時期に応じて融資審査を行い（融資申込書類の内容について、融資課担当係から質問・照会がある場合があります）、融資決定となります。

4 ご契約と資金の受け取り

融資が決定しましたら、「貸付金決定通知書」を交付します。その後、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後、各法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしていただきます。資金の受け取りは、原則としてこの登記手続きが完了した後となります。

II 融資審査の視点

融資相談時にもお聞きしますが、融資審査の視点は、次のとおりです。

(1) 事業の適切性

- ・ 事業の目的・内容が適正であること
- ・ 運転資金、市中金融機関又は本事業団からの借入金の借り換えでないこと

いこと

(2) 資金計画の妥当性

- ・ 原則として対象事業費の二〇パーセント以上が自己資金であること
- ・ 借入金の償還に支障がない資金繰りであること

(3) 償還の確実性

- ・ 償還開始以降、毎年度の帰属収入から消費支出を差し引いた額（基本金組入れ前の差額）が確実に見込まれること

(4) 担保物件・連帯保証人の妥当性

- ・ 原則として土地・建物であること
- ・ 学校法人理事長は資産の有無にかかわらず、連帯保証人であること



二十四年度は、昨年度に引き続き「耐震改築事業に対する長期低利融資」、「築三十年以上の老朽校舎等の建替事業に対する利子助成」及び「東日本大震災で被災された学校法人等に対する復旧支援融資」を行います。

この他、融資事業の詳細については、左記までお気軽に照会してください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎〇三(三三三)〇七八六二～七八六七

Eメール yushi@shigaku.go.jp

「限度額適用認定証」の外来診療への適用

—平成二十四年四月一日から—

業務部 短期給付課

これまで入院時だけ発行していた「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、平成二十四年四月一日から外来診療、調剤薬局及び訪問看護にも適用されます。

通常、医療機関で保険診療を受けたときに、窓口で支払った自己負担が高額になった場合、「高額療養費」「一部負担金払戻金」又は「家族療養費付加金」が後日自動払いで学校等を経由して加入者に支給されます。

しかし、一時的でも窓口で高額な支払いをすることは大きな負担となります。このため、七十歳未満の人が診療等を受ける場合、「加入者証」等とともに「限度額適用認定証」を窓口提示すると、「高額療養費」に相当する部分を私学事業団が医療機関に直接支払うので、受診者は「自己負担限度額（高額療養費算定基準額）」までを医療機関に支払えばよい制度があります。

「限度額適用認定証」の交付申請手続き

事前（入院が決定したとき及び高額な治療費等が必要となるとき）に本事業団に申請手続きが必要です。

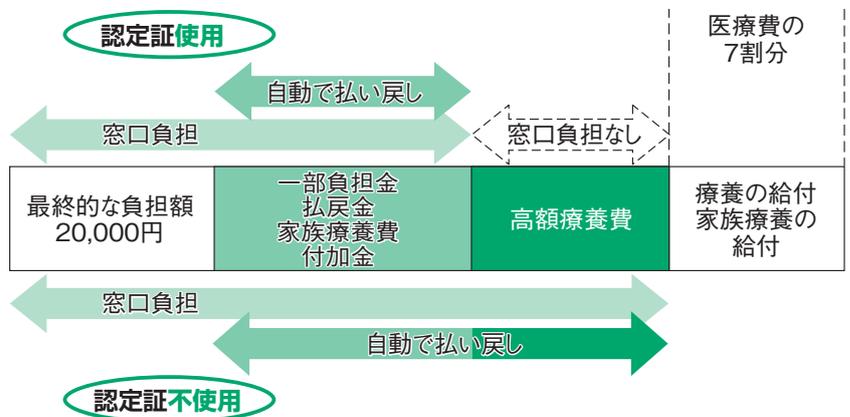
「限度額適用認定申請書」に所定事項を記入・捺印のうえ、学校法人等を経由して申請してください。任意継続加入者は、直接本事業団へ申請してください。申請用紙は、私学共済事業ホームページからもダウンロードできます。

「限度額適用認定証」は、学校法人等あてに送付します。任意継続加入者には、直接加入者あてに送付します。なお、さかのぼっての認定はできませんのでご注意ください。

「限度額適用認定証」は有効期限内であれば、申請した当初と違う医療機関にかかったり、傷病名が違ってても使用できますので、大切に保管してください。ただし、有効期間中に、任意継続加入者になった場合及び資格喪失したり、被扶養者の認定取り消しになった場合は、有効期限が変更になります。有効期限が切れた場合や変更になった場合は、速やかに本事業団へ返納してください。

「限度額適用認定証」を提示した場合の自己負担額の取り扱い

「加入者証」等とともに「限度額適用認定証使用」



用認定証」を医療機関の窓口提示した場合、「自己負担限度額（高額療養費算定基準額）」までを自己負担すればよい（高額療養費相当分の負担はしなくてよい）こととなります。高額療養費算定基準額を超える部分は、高額療養費として本事業団が医療機関に直接支払います。

ただし、「限度額適用認定証」を提示しなくても、高額療養費は、後日、一部負担金払戻金等とともに加入者に

自動払いで支給されますので、不利益が発生したり、給付金の請求漏れになることはありません。

七十歳以上の人が診療等を受ける場合「医療機関の窓口で「加入者証」等とともに「高年齢受給者証」を提示すれば高額療養費相当分の自己負担はありませんので、「限度額適用認定証」の対象にはなりません。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

次の要件に該当する人が対象です。

- ① 市区町村住民税非課税者
- ② 生活保護規定による要保護者（福祉事務所長による加入者の保護却下通知書を添付）（請求手続き）

「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に所定事項を記入・捺印し、①又は②の書類を添付したうえ、学校法人等を経由して申請してください。

すでに交付を受けている人

平成二十四年三月三十一日以前に交付された「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」でも、外来診療で高額療養費の現物給付を受けることができますので、そのまま使用してください。

**新規加入者向け
説明会**

**私学共済制度を
知っていただくために**

広報相談センター 相談班

昨年より実施している新規加入者向け説明会を、今年度は下記の日程で開催します。

説明会では「私学共済ブック2011〔給付編〕」をテキストとして、私学共済制度の概要や年金制度、健康保険の給付内容等についての基礎知識を説明します。

共済制度を知り、病気やケガへの給付や、将来受ける年金の請求といった手続きなどをご理解いただくよい機会ですので、ぜひご参加ください。

●参加対象者

私学共済制度の加入者となっておおむね三年以内の人

●申し込み方法

三・四月に私学共済制度の加入者となった人に送付する「私学共済ブック

2011〔給付編〕」に差し込まれて

いる通知文、又は私学共済事業ホームページに掲載されている申込書を利用

し、各ガーデンパレス共済業務課までお申し込みください。

説明会会場・日程等一覧

会場	開催日時	申込締切日	申込先
ホテルリソル函館 函館市若松町6-3	7月 8日(日)	6月25日	札幌ガーデンパレス 共済業務課
青森グランドホテル 青森市新町1丁目1-23	6月23日(土)	6月15日	仙台ガーデンパレス 共済業務課
仙台ガーデンパレス 仙台市宮城野区榴岡4-1-5	6月16日(土)	6月 8日	
東京ガーデンパレス 文京区湯島1-7-5	7月13日(金)	6月25日	東京ガーデンパレス 共済業務課
	8月16日(木)	7月25日	
JR静岡駅ビル パルシェ (第2会議室) 静岡市葵区黒金町49番地	6月24日(日)	6月 8日	名古屋ガーデンパレス 共済業務課
名古屋ガーデンパレス 名古屋市中区錦3-11-13	7月 1日(日)	6月15日	
京都ガーデンパレス 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605	8月10日(金)	7月31日	大阪ガーデンパレス 共済業務課
大阪ガーデンパレス 大阪市淀川区西宮原1-3-35	8月11日(土)		
広島ガーデンパレス 広島市東区光町1-15	8月18日(土)	7月31日	広島ガーデンパレス 共済業務課
福岡ガーデンパレス 福岡市中央区天神4-8-15	7月29日(日)	7月15日	福岡ガーデンパレス 共済業務課
宮崎観光ホテル 宮崎市松山1-1-1	8月 5日(日)	7月22日	

●定員 各五〇名

●参加費 無料

●参加の可否通知

定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。参加の可否は、締め切り

後に申込書の連絡先住所あてにお知らせします。

●その他

会場により申込先・申込期限が異なりますのでご注意ください。

**後期高齢者医療制度に
該当する加入者も給与・
賞与の報告が必要です**

業務部 資格課／年金部 年金第二課

学校法人等に勤務する退職共済年金等の受給権者に適用される在職支給の仕組みは、平成十九年四月から七十歳以上の人にも適用されるようになりました。この仕組みの適用を受ける人は、昭和十二年四月二日以後に生まれた人を対象としています。

平成二十四年度以後は、昭和十二年四月二日以後に生まれた人が順次七十五歳に到達します。学校法人等に勤務する退職共済年金等の受給権者は在職支給の仕組みが適用されますが、在職支給の計算を行うにあたっては、標準給与及び標準賞与の額が必要になります。

◎給与・賞与の報告

七十五歳以上で学校法人等に勤務する後期高齢者医療制度の被保険者については、私学共済制度の短期給付の適用から除外されますが、「乙3特定教職員等」などの加入者として給与・賞与の報告が必要です。

給与・賞与の報告が遅れると、結果として在職支給の退職共済年金等が払い過ぎになる場合があります。後期高齢者医療制度に該当する加入者の給与・賞与についても漏れなく報告をお願いいたします。

平成24年度

私学事業団 **海外研修旅行**

加入者コースの募集

見聞・視野を広げる機会として、
ぜひご参加ください

福祉部 保健課



カナダ レイク・ルーズ (イメージ)

共済業務

コース	内 容	旅 行 期 間	日数	旅行代金	1人部屋追加代金	
夏期	A-1	フランス周遊教養の旅 (関西国際空港発着)	平成24年8月16日(木)～平成24年8月25日(土)	10	291,000円	80,000円
	A-2	カナダ周遊教養の旅	平成24年8月15日(水)～平成24年8月24日(金)	10	441,000円	170,000円
	A-3	オランダ・ベルギー・ パリ周遊教養の旅	平成24年8月 9日(木)～平成24年8月18日(土)	10	276,000円	80,000円
	A-4	イタリア周遊教養の旅	平成24年8月 1日(水)～平成24年8月10日(金)	10	276,000円	75,000円
	A-5	北欧4カ国周遊教養の旅	平成24年8月21日(火)～平成24年8月30日(木)	10	320,000円	80,000円
冬期	A-6	南イタリア周遊教養の旅	平成24年12月26日(水)～平成25年1月2日(水)	8	202,000円	68,000円
	A-7	南フランス周遊教養の旅	平成24年12月27日(木)～平成25年1月3日(木)	8	196,000円	68,000円

※A-1コース以外は成田空港発着です。

●参加資格

- 加入者(任意継続加入者を含む)とその配偶者、
父母、12歳以上の子・孫
- 18歳未満の場合は成人の同行者が必要です。

●募集人員

- 各コースとも30名(最少催行人員15名)

●参加申込受付期間

夏期コース：4月18日(水)～6月1日(金) 必着
冬期コース：9月3日(月)～10月5日(金) 必着

●パンフレット・申込書のお取り寄せ先

〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-18-19 虎ノ門マリビル11階
株式会社 日本旅行 公務法人営業部
「私学事業団 海外研修旅行」係
☎：03(5402)6421 FAX：03(3437)3955
e-mail：shigaku_kaigai@nta.co.jp
営業時間 9：30～17：30(土曜・日曜・祝祭日はお休み)

■詳しくは海外旅行パンフレット(4月上旬配布開始)、私学共済事業ホームページをご覧ください

なお、引き続き延長後の納期限が定まっていなない地域に所在する学校法人等については、今後の災害の復旧状況を踏まえ対応する予定です。

対象地域	宮城県(石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町)
対象となる調定掛金等	平成23年2月調定分から平成24年1月調定分掛金等
延長後の納期限	平成24年4月2日(月)
口座振替の再開	平成24年2月調定分から
納付の猶予	震災等により学校法人等の財産に相当な損失を受けたことで、延長後の納期限までに納付が困難な場合は、納付の猶予を受けることができます。詳細については、掛金課までお問い合わせください。

対象となる学校法人等に対しては、平成二十四年二月二十二日付けで通知文を送付しています。

宮城県の一部地域に所在する学校法人等については、延長されていた掛金等の納期限が、左表のとおり決定しました。

掛金・児童手当拠出金にかかる
納期限延長の取り扱いの変更
業務部掛金課

— 震災対応 —

長期給付（年金）

退職共済年金

退職後や老後の生活の安定のため、全国共通の国民年金（基礎年金）の上乗せとして支給されます。退職共済年金は、下表の年齢に応じて支給が開始されます。ただし、在職中は原則として支給停止されます。

生年月日	退職共済年金の支給開始年齢
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

障害共済年金

加入期間中の病気やケガで障害の状態になったときに、それに伴う稼働能力の喪失又は減少を補うための給付です。

障害認定日（原則初診日から1年6か月後）に障害の程度が1～3級に該当する場合に支給されます。在職中は原則として支給停止されます。

遺族共済年金

加入者又は加入者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持していた遺族の生活保障として支給されます。遺族の順位は①配偶者、子、②父母、③孫、④祖父母となっています。

※他にも障害を給付事由とした**障害一時金**、日本国籍を有さない人に対する**脱退一時金**があります。

福祉事業（福利厚生）

保健事業

特定健診・特定保健指導、人間ドック利用費用補助、郵送検診、出産祝品・災害見舞品などの贈呈、海外研修旅行の企画・後援、各種割引事業などを行っています。

医療事業

直営の医療施設として、東京臨海病院を運営しており、加入者及び被扶養者に高度で適切な医療を提供しています。

宿泊事業

全国8か所のホテルガーデンパレス（札幌・仙台・東京・名古屋・京都・大阪・広島・福岡）と、8か所の宿泊所・保養所（箱根・湯河原・葉山・鎌倉・金沢・軽井沢・志賀高原・京都）を運営しています。

積立貯金事業

加入者の貯金を受け入れ、安全かつ有利な利率（*）で運用を図っています。

* 半年複利で、利率は金融情勢によって変更されます。
年利 0.60%（平成24年3月1日現在）

積立共済年金事業

拠出型企業年金保険と同様な制度で、在職中に積み立てた積立金を原資として退職後に年金や一時金等の給付が受けられます。

税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）と自由選択コース（一般の生命保険料控除の対象）があります。

共済定期保険事業

スケールメリットを活かした保険料で、在職中に死亡した場合や高度障害となった場合に保険金・年金等が給付されます。

1年更新の団体型保険制度で、家族年金コースと学校加入コースがあり、家族年金コースには特約に医療保障、医療費支援、3大疾病保障及び長期休業補償コースがあります。

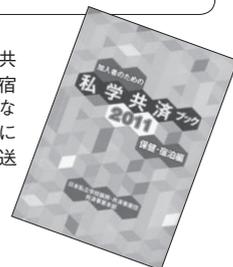
生涯生活設計の支援事業

教職員生涯福祉財団と共催で、退職後を含めた生活設計に必要な知識や情報を提供するセミナーを開催しています。また、通信研修・講座等の割引斡旋を行っています。

貸付事業

加入者貸付として、一般・教育・結婚・災害・医療・住宅貸付があります。学校法人等の職員住宅の購入・建設に対する貸付として、特殊住宅貸付があります。

福祉事業の詳細は「私学共済ブック2011」【保健・宿泊編】をご覧ください。なお、2012年版は5月下旬に「レター」5月号と一緒に送付する予定です。



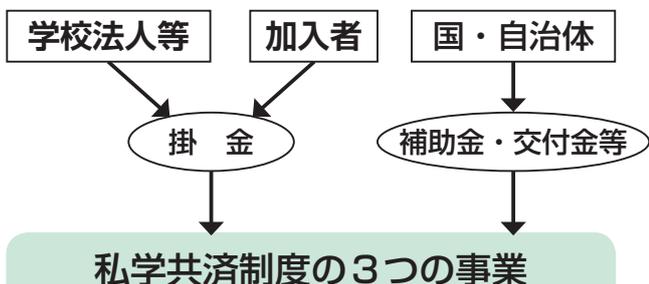
共済業務に関する電話での相談サービス

広報相談センターと各ガーデンパレス（東京・京都を除きます）の共済業務課では、オンライン情報をもとに、共済業務にかかる各種相談をお受けしているほか、年金の試算や証明書の交付なども行っています。

受付時間 月曜日から金曜日まで
（年末年始及び祝日を除く）
9:00～17:15

共済業務の相談サービス電話番号	
広報相談センター相談室	☎03 (3813) 5321 (代表)
共済業務課	札幌 ガーデンパレス ☎011 (222) 6234 (直通)
	仙台 ガーデンパレス ☎022 (299) 6231 (直通)
	名古屋 ガーデンパレス ☎052 (957) 1388 (直通)
	大阪 ガーデンパレス ☎06 (6393) 9701 (直通)
	広島 ガーデンパレス ☎082 (262) 1134 (直通)
	福岡 ガーデンパレス ☎092 (752) 0651 (直通)

新しく私学共済事務担当者になられた方へ 私学共済事業のあらまし



私学共済制度は社会保障制度のひとつです

私立学校に勤務する教職員は、私立学校教職員共済法という法律により私学共済制度の加入者になっています。自分の意思で加入したり、脱退したりすることはできません。

私学共済制度の財源は、学校法人等と加入者が負担する掛金と国等からの補助金等で成り立っています。

私学共済制度の3つの事業

短期給付

加入者や被扶養者が病気・ケガをしたとき、結婚・出産・死亡・休業や災害にあったときに給付されます。
*民間会社に勤務している人が加入する「健康保険」に相当するものです。

長期給付

加入者などが一定年齢になったとき・障害の状態になったとき・死亡したときなどに、年金や一時金が給付されます。
*民間会社に勤務している人が加入する「厚生年金」に相当するものです。

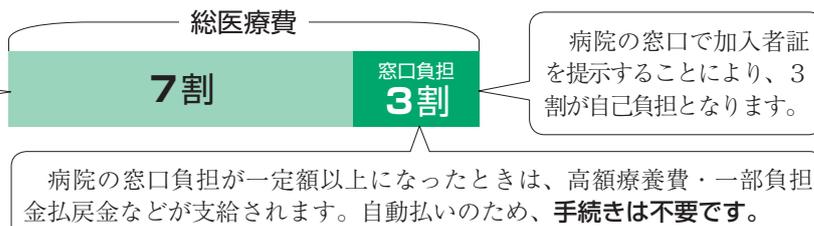
福祉事業

「日常生活をより豊かに、より健康に」をテーマに、8つの福祉事業を行っています。

短期給付（健康保険）

【お医者さんにかかったときの一般的な例】

加入者（患者）がかかった医療費のすべてを自己負担するのではなく、7割は私学共済事業団が病院に支払います。
このことを「療養の給付」といいます（現物給付）。



手続きが必要な主な給付（現金で給付されます）

病気になったとき

療養費

家族療養費

やむを得ない理由で加入者証等を使えず、いったん医療費の全額を立替払いしたとき

移送費

家族移送費

症状が重い場合緊急やむを得ず、医師の指示で寝台自動車等を利用したとき

休業し給与が減額されたとき

傷病手当金

職務以外の病気やケガで休業したとき

出産手当金

出産のために休業したとき

休業手当金

家族の病気やケガなどで休業したとき

結婚したとき

結婚手当金

出産したとき

出産費

家族出産費

死亡したとき

埋葬料

家族埋葬料

災害にあったとき

弔慰金

家族弔慰金

水震火災やその他の非常災害で死亡したとき

災害見舞金

水震火災やその他の非常災害で住居や家財に損害を受けたとき

短期給付・長期給付の詳細は、「私学共済ブック2011【給付編】」をご覧ください。給付編は隔年発行のため、次回は2013年の発行を予定しています。

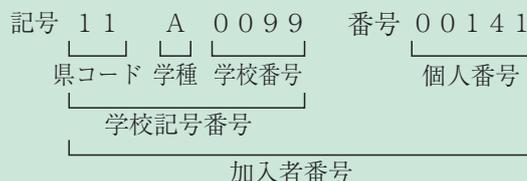


お問い合わせの際には

私学共済事業団では、私学共済制度に加入する際、所属学校単位に加入者番号を付番しています。

私学共済制度に関するお問い合わせの際には、加入者証等をお手元におき、加入者番号をお伝えくださいますよう、ご協力をお願いします。

加入者証の記号・番号の例





〒113-8441 文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

積立貯金の前期募集が始まります 前期申込期間 4月26日(木)～5月25日(金)

積立貯金の新規申し込み、既加入者の積立金額変更及び中断している積立貯金の復活を希望される場合は、申込期間内に手続きをしてください。

◆制度のあらまし

- 利率 年0.60% (半年複利・3月1日現在)
- 積立金額単位 1,000円単位
- 積み立て方法
 - ①定時積立金 毎月の給与から控除して積み立て
 - ②臨時積立金 年3回、夏期・冬期・春期の賞与等から控除して積み立て

※臨時積立金のみ積み立てはできません。

●今回の申し込みによる積み立て開始

6月の給与から(払込期限は7月10日(火))

◆申し込み方法(所定の用紙で申し込んでください)

- 新規加入 「貯金加入申込書」
- 積立金額の変更 「積立金変更申込書」
- 積立貯金の復活 「積立中断・復活届書」

共済事務担当者は、加入者から提出された書類を学校単位で一括して「貯金関係書類送付内訳書」を添付のうえ、申込期間内に提出してください。

◆送付先(積立貯金書類専用)

〒101-8709 日本郵便神田支店私書箱第103号
私学事業団共済事業本部 福祉部保健課貯金係

住宅貸付平成24年度団体信用生命 保険料充当金の料率が決まりました

平成24年度の加入者が負担する保険料充当金の料率は、23年度と同様の1万円につき2円77銭となりました。

団体信用生命保険に加入している借受人の所属する学校法人等には、3月14日(水)に個人別の保険料充当金変更通知書(23年度末の貸付残高を基に算出した充当金額)を送付しました。 【貸付課】

相談員の退任

平成24年3月31日付で次の相談員が退任されました。

新潟県 真保 稔(新潟経営大学)
香川県 八木 美佐子(英明高等学校)

【相談班】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話が繋がりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しておりますので、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

忘れていませんか 被扶養者の取り消し

被扶養者として認定されている人が、就職や収入増加等により被扶養者の要件を欠いたときは、速やかに「被扶養者取消申請書」により被扶養者の取り消し手続きをしてください。

就職などで健康保険に本人として加入したにもかかわらず、被扶養者の取り消し手続きがされておらず相当期間が経過してから取り消し漏れが判明するケースが多く見受けられます。さかのぼって被扶養者の取り消しがされると、後日医療費の返還が生じたり、国民年金の期間に影響が出る場合があります。被扶養者の取り消し手続きについては漏れないようお願いいたします。 【資格課】

4月の共済業務スケジュール

2日(月)	掛金 2月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 3月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
26日(木)	貯金 前期加入申し込み開始
27日(金)	貸付 5月22日送金申し込み締め切り

5月の共済業務スケジュール

1日(火)	掛金 3月分納期限 掛金 3月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 4月定期償還口座振替(自振校のみ)
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 4月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 6月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

平成24年度 日本私立学校振興・共済事業団職員募集

私学事業団では、下記のとおり平成24年度職員採用試験を行いますので、関係者の方にご案内ください。
受験手続き、その他詳細については本事業団ホームページ (<http://www.shigaku.go.jp/>) にてご確認ください。

○受験資格…昭和58年4月2日以降生まれの者で、学校教育法による大学の学部を卒業した者、もしくは平成25年3月までに卒業見込みの者又は本事業団がこれらと同等と認めた者。

○採用予定人数…10名程度

○採用予定年月日…平成25年4月1日
(平成24年度中に採用の場合あり)

○受験申込期間 (予定)
平成24年3月26日(月)～4月13日(金)

○第一次試験 (教養・作文)

平成24年5月27日(日) (予定)

会場 東京大学教養学部駒場キャンパス

○第二次試験 (第一次試験合格者に対する面接等)
平成24年6月 (予定)

【問い合わせ先】

総務部 人事課

☎03 (3813) 9518

Eメール jinji@shigaku.go.jp

助成業務

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

☎03 (3230) 1321 (代表)

http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

経営相談のご案内

私学経営情報センターでは、私立学校の経営の改善及び安定に寄与するため、経営相談を実施しています。

学園の抱える経営上の問題点について現状分析、問題点の把握、考えられる対応策を整理してアドバイスをいたします。

【相談内容の例】

- ①経営改善計画の作成支援
- ②管理運営、組織の活性化
- ③教育条件の改善
- ④財務の分析・比較
- ⑤学生生徒等の確保
- ⑥人事政策・人件費の見直し
- ⑦収入の確保、経費の節減
- ⑧その他の課題

経営相談の申込書等については、3月下旬に大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校の各学校法人理事長あてに送付しています。平成24年度において相談を希望される場合には、必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

◎申込締め切り日：4月18日(水)

私学経営情報センター 経営支援室

☎03 (3230) 7828・7831

Eメール shien@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金の申請等については電子窓口をご確認ください

私立大学等経常費補助金の調査票及び事務連絡等を「電子窓口」に掲載していますので、定期的にご確認ください。

特に、今月は新年度にかかる各種のお知らせ等を掲載しますので、よろしくお願ひします。

助成部 補助金課

☎03 (3230) 7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では大学、短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校の図書資料を収集整理し、私学関係者の閲覧利用に供しています。

規程集については、調べたい規程を名称により検索することも可能です。制度等の見直しや規程改正をお考えの際、ぜひご利用ください。

私学経営情報センター 私学情報室

☎03 (3230) 7848・7849

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

京都御所の新緑が目に眩しい京都ガーデンパレス

京都御所は、光厳天皇の即位（1331年）以来、538年間にわたって天皇の居所・執務所が置かれていた場所です。現在は、春と秋に行われる一般公開などによる御所内部の参観により、往時を偲ぶことができます。



京都ガーデンパレスは蛤御門の目の前です。

四季の彩りが映える京都御苑の散策にいらっしやいませんか。

四季彩プラン

1泊2食1名様

- 1名1室 12,600円
- 2名1室 11,970円
- 3名1室 11,550円



夕食 (イメージ)



ツインルーム (イメージ)

- プラス2,000円、5,000円で、夕食のグレードアップができます。
- 年末年始は除きます。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
 ☎075(411)0111 (JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、徒歩8分)
<http://www.hotelgp-kyoto.com>

融資事業のご案内

平成24年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成24年4月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.6	年% 1.0	年% 0.7
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.7	1.1	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.6
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	1.0	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

24年度融資のご希望については、現在受付中です。

なお、融資の利用のご案内(8頁)も併せてご覧ください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

弘前学院大学

学校法人弘前学院は創立126年。建学の精神「畏神愛人」を基にキリスト教主義教育を実践し、文学部・社会福祉学部・看護学部の3学部と文学研究科・社会福祉学研究科(修士課程)の大学院を有する大学として、人間性豊かな人格の完成を目指し、地域や国際社会に貢献できる人材を育成しています。